

## (参照条文)

## ○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため、労働福祉事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被つた労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
  - 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
  - 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保のために必要な事業
  - 四 賃金の支払の確保、労働条件に係る事項の管理に関する事業主に対する指導及び援助その他適正な労働条件の確保を図るために必要な事業
- 2 前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める。
  - 3 政府は、第一項の労働福祉事業のうち、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に掲げるものを独立行政法人労働者健康福祉機構に行わせるものとする。

## ○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

（労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度）

第四十三条 法第二十九条第二項の労働福祉事業（労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定による特別支給金の支給に関する事業を除く。）に要する費用及び法による労働者災害補償保険事業の事務の執行に要する費用に充てるべき額は、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合計額に百二十二分の二十二を乗じて得た額に第三号に掲げる額を加えて得た額を超えないものとする。

- 一 労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）第七条第一項に規定する労働保険に係る労働保険料の額及び労働保険特別会計の労災勘定の積立金から生ずる収入の額の合計額
- 二 労働保険特別会計の労災勘定の附属雑収入の額及び労働保険特別会計法第七条第一項の規定により同会計の徴収勘定から労災勘定へ繰り入れられる附属雑収入の額（次号において「繰入附属雑収入額」という。）の合計額（厚生労働大臣が定める基準により算定した額に限る。）
- 三 労働保険特別会計の労災勘定の附属雑収入の額及び繰入附属雑収入額の合計額から前号に掲げる額を控除した額